

審 議 結 果

審議会等名称

神奈川県児童福祉審議会社会環境部会

開催日時

令和5年9月1日（金曜日） 10時00分から11時30分まで

開催場所

県庁新庁舎9階 議会第5会議室

出席者

樋田 大二郎 青山学院大学教授【部会長】
天野 潔 神奈川県書店商業組合事務局
新井 聡子 弁護士
松田 哲治 神奈川県公立中学校長会副会長

審議経過

（樋田部会長）

それでは、ここからは私の方で会議を進めていきます。

本日は、3名の委員から欠席のご連絡がありましたので、出席委員は4名で、児童福祉審議会規則で定める定足数、過半数を満たしております。

また、本日の傍聴者希望者は、おりません。

会議の公開についてですが、本審議会は「神奈川県情報公開条例第5条各号」いわゆる個人情報に該当する事項等について審議を行う場合、及び「審議会を公開することにより審議会の公正、円滑な運営に支障が生ずる場合」を除き、公開することとされています。

本部会においては、令和3年度に優良図書の推薦にあたって個々の選考過程の部分については非公開とする整理を行いました。

本日は非公開となる内容の議題は予定されていませんので、会議全体が公開対象となりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

本日の議題については、お手元の次第にご覧のように、協議事項として、「重点的協議事項『コロナ禍の青少年への影響や近年の課題と今後の施策の方向性』」がございます。

また、報告事項として、「刑法改正に伴う神奈川県青少年保護育成条例及び施行規則の取扱いについて」、「有害興行の指定について」、「前年度立入調査実績等」を予定しています。

ただ今から11時30分までの予定でございますが、効率的に議事を進めてまいりたいと考えますので、皆様のご協力を、よろしくお願いいたします。

まず、協議事項「重点的協議事項『コロナ禍の青少年への影響や近年の課題と今後の施策の方

向性』について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

(事務局より資料1の説明)

(樋田部会長)

ありがとうございました。ただ今説明のありました事項に関して、皆様からご意見を伺いたいと思います。

まずは順番にご発言いただいて、そのあと、自由にまた発言をいただければと思います。それでは天野委員お願いします。

(天野委員)

子どもはインターネットやタブレットを使うのが増えてきて、学校の授業では今教科書がだいぶデジタル化になって、学校での授業は紙とデジタルと両方のいいところをとっています。今どんどん、国が小学校中学校全員にタブレットを持たせたり、県立高校の1年生は強制ではないですけど何でもいいからタブレットを買ってくださいと指導しているんですね。

だから学校で機械を使い、また家でもということで、児童の目がどんどん悪くなっていく、それが良いのか悪いのかはわかりませんが、出版社のほうでも、教科書が紙ではなくデジタルだということが進んできています。果たしてこれが、我々の世代ではなかなか健康には良くないのではないかと思っているんですけど、インターネットの利用時間では勉強時間がだいぶ増えているんですね。

それに増して自宅に帰って、自分の趣味でもインターネットを開いたら、一日相当、目を悪くするようなことが増えてきているのは確かだと思うので、教育のほうもタブレットで教えていくということで、なかなかインターネットの利用時間を少なくするのは難しいと思うんですね。そういう点をどうしたらよいかというのは私もわからないのですが、教科書会社も紙じゃなくてデジタル化を進めていますので、どんどん教育の紙というものがなくなってくるのが寂しいです。これが答えになるかどうかかわからないですけども。

(新井委員)

これを拝見しまして、まず社会的状況のところで児童虐待の増加傾向を記載していただいているんですけども、児童虐待問題の現場で働いている者としてはこれは本当に切実な問題になっていまして、児童相談所は本当にマンパワーの限界を超えた件数の対応に当たっていて、朝から夜遅くまで皆さんものすごい激務で対応されている状況があるということを皆さんに共有していただけたらなと思っています。

虐待問題の性質も、ちょっと前までは、ごはんをあげない、ネグレクトですとか、殴る蹴る等の身体的虐待というのが皆さんのイメージとしては大きいのかなと思うんですけども、ここ数年増えてきているなと感じているのは、いわゆる教育虐待というもので、子どもに刃物を向けてまで朝から晩まで休日は勉強を強要すとか、習い事など、日曜から土曜日までめいっぱい習い事をさせて、子どもに過度な期待、要求をするご家庭が増えてきているなという印象を持っております。虐待の内容も変わってきているので、そのあたりも、この部会で協議される対象とな

るかどうかはわかりませんが、関心をもって皆様に見ていただけたらなど、資料を拝見して思いました。

この部会で関連することとしては、主にやはり青少年保護育成条例をよりよく、子ども達のために変えていくべきところは変えていくことかなと考えているんですけども、5ページで書いていただいている「今後の方向性」のところ、JK ビジネスが被害事案がない状況が維持できているのはすばらしいことだなと改めて思いました。これはやっぱり条例で定めたことの効果がきめんに出ていることだと思いますので、この部会含めた皆さんの活動が実ったということで、とても喜ばしいことだなと思いました。

さきほど天野委員もおっしゃいましたが、インターネットの利用というのは子ども達の生活に学業面含めて不可欠なものであるということは、もう前提となっていますので、ここに書かれているように、子ども側や親側への啓発や教育というのはもちろん前提としては必要であるというのは当然なのですけれども、あとはやはり大人側の行為を規制対象としていくという視点は必要だなと思っていて、JK ビジネスもそうなんですけれども、近年出てきている、ここにも書いていただいている闇バイト、ブラックバイトというのは SNS で募集をかけられて、テレビでも話題になりました銀座の強盗事件は横浜市の高校生だったという報道も見ましたけれども、そういった勧誘行為に対して、条例で何かできることがないのかなと、漠然としていますけど、考えています。そのあたりもご協議いただければと思います。よろしくお願いします。

(松田委員)

学校生活は、コロナ禍を経て変化してきた部分と、元に戻すというよりは、成果と課題という言い方をすれば、それを踏まえて、元に戻すのではなくて新たに作り直していこうという感覚で学校ごとに動いているところかなと思っております。

オンライン授業や学習端末の普及は、一時、一斉の臨時休業、「休校」という言葉で表現されていましたが、臨時休業が続いていた時にはまだ普及しておらず、2年目に入って、分散登校だったり、あるいは急きょ夏季休業が延長になったり、そういったところでは、かなり端末を通して授業をするということもやっていました。

それがなかったとしても教育 DX の普及という話で、それが前倒しになったという話なんですけれども、学校の教員がまだ十分にそれに追いつけていない状況の中ではあるのですが、だいぶ授業の中で、教育活動の中で、端末を活用する場面は増えてきたかなと思っています。

そういった意味で、天野委員がご心配されているような、ネットに触れる時間、端末を見ている、モニターを見ている時間、スマートフォンですとか SNS などでの友達同士のやりとりを含めて、かなり長いかなと思っています。それも、我々学校としては、メディアリテラシーとしても、育んでいく、身につけさせていく、といったことに注意しながら、適切な利用の在り方、活用の仕方というのを考えていく、そういう機会の一つとしてとらえています。これは世の中の流れとして、止められるようなものではない、むしろ使っていきましょう、使いなさいというようなことが、基本的な路線だと思います。

それから、マスクの定着、黙食、子ども同士の触れ合う機会の減とあるのですけれども、学校が再開されてから、3年前の6月、7月あたりから、当初は行事も抑え気味、例えば中学校であれば体育祭ですとか合唱コンクールですとか、そういった子どもが密になる場面はできるだけや

めようと中止になったこともありましたが。修学旅行や自然教室といった宿泊行事等も中止ということで、子ども達に我慢をさせたなという記憶がありますけれども、教員、学校側としては、可能な限りやっぱりやりたい、子ども達の教育活動については保証したいというのがありますので、肌感覚ではありますけれども、令和3年度あたりからは、様子を見ながら結構やっていた感覚はあるんですよ。

第何波だなんだという話はあったので、子ども達もそれを見ながら、報道に多少は左右されながら、少し尻込みするとか積極的に活動に参加するとかたちになりきれないところはあったかなとは思いますが、中・高などにおいては、令和2年の後半あたりから、部活動も含めて、乱暴になんでもやれば良いというわけではないのですけれども、とにかく少しでも活動したいという思いとか活力とかそういったものが子ども達の中であって、それを抑え込んでまで我慢させようというものではなかったもので、各校、最終的には校長の判断にはなりますけれども、子ども同士が触れ合う機会が減ったという実感はあまりないです。

ただ、子ども達がマスクをずっとしていなきゃならないものですから、報道にもありました「顔パンツ」と言われるような、外してもいいような場面でも外せなくなっているような子が、一部、出てきていたのは確かです。それ以前の段階でも冬場になるとマスクをする、インフルエンザの予防だと言うんだけれども、あれは社会との遮断なんです。そういった意味で、マスクの定着というのは、今でも少し、ひとつ、判断の基準になるようなところはあります。

行事の縮小、体験活動の不足については、さきほどもお話しましたがけれども、新しいやり方を求めながら、決して縮小はしていないかなとは思っていますけれども、逆に熱中症ですとかそういった、気温の上昇に伴って、体育祭を半日にしていこうというような動きはあります。本当は丸一日やっていたものができなくなっているというのは実態としてはあります。

社会的な状況、(2)で表されている自殺者の増、これは、実態としてあるだろうなど、中学校の様子を見ている、市内ということだけで見ている、自死があったからといって吹聴はしませんけれども、でも、以前と比べると増えてきている、その原因はなんだろうと、必ずしもコロナだからということはないですけれども、いろんな問題を内包しているかなと思います。

それから、いじめの認知件数については、これはもうどんどん認知していこうという流れなので、これが増えたからマイナスだとか、過去最多で憂うべき事態だということでは決してないかなと思っています。これまでも「この状況はどうだろう、見守る必要があるかな、でもいじめとして認知するにはまだ早いかな」といっていたものもどんどん認知していって、最終的に指導なり支援なりをしていく中で解決した、だから認定はしないということがありますので、これは決してマイナスな話ではないかなと思います。

児童虐待の増加についてはさきほど新井委員からもお話があったとおり、学校としても注視していかなくてはいけない。これまで以上に、以前に比べて本当に顔とか腕とかの傷には敏感になっているかなと思います。あるいは子どもの顔色とか、これまでと比べて「あれ？」と思うところは介入していく…。でもあまりこうやって介入していくことで、子どもがかえってつらくなってしまふときがあるので、そこはケースバイケースかなと思っています。

ひきこもり、不登校、これも、なかなか手が届かない部分もありますけれども、不登校児童については、例えば自宅にいながら、さきほどのオンライン学習ではないんですけれども、端末でつないで、映像で授業の様子を見て、それをもって出席としてカウントするような、そういっ

たこともしています。当然そのためには、「参加した」ということだけではなくて、それに対して課題があったりとか、あるいは定期テストがあればそういったものを受けたりとか、そういったことを含めての授業参加というふうに考えていますけれども、不登校児童・生徒については、そのような対応をしています。

(樋田部会長)

ありがとうございました。3人の委員からご発言をいただきましたが、私のほうでも意見を述べさせていただきたいと思います。

「重点的協議事項」で取り扱うことができること、あるいは取り扱わなければいけないこと、取り扱えないこと、そんな分け方もできると思いますが、ただ、杓子定規に「これは青少年保護育成条例に書いていないからできないんだ」ということではなくて、場合によっては、さきほど新井委員からもお話があったと思うのですけれども、青少年保護育成条例の見直しということも必要かもしれないし、あるいは現在のままの青少年保護育成条例でも対応できることがあるのかもしれない。

そのへんをしっかりと見極めながら、実効性のある対策、あるいは実効性のある啓発活動、そんなことができたらいいなとまず思っているところです。

資料1の2(2)に、かなりショックな数字が出ているわけですが、こういったことに対して、何もできないとすぐに決めてしまうのではなくて、私たちのところでもできることがあるのではないかというような、そういうスタンスで見ていきたいと思います。

ただ、いまの状況だとまだ現場がわかっていないので、どう関われるかということは見えてこないのですけれども、このあと協議を続ける中で、できることがあればどんどんやっていきたい、それでも足りないのであれば、条例の改正ということも視野に入れていきたい、そんなふうに考えます。

それから、コロナの前にはあまり思わなかったことが、コロナで社会が変わったというか、何か踏みとどまって考えるようなことをしたときに、(3)の近年の青少年関連の話題というようなものが、これは社会的に広まってきたということもあるし、あるいはコロナの後で関心が高まってきたという要素もあると思うのですけれども、ここについては、青少年保護育成条例ともともと無関係なところではないので、積極的に協議をして、有効な対策ができたらいいなと思います。

それでまた実態等について、メディアで言われている実態はなんとなくわかりますけれども、神奈川県内ではどうかということは、お手数ですが事務局のほうで調べていただいたり、あるいは県警さんのほうでも色々な情報を提供していただけると有効な対策がとれるかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

インターネットについて、今難しい時代に入ってきて、インターネット自体は県内だけで動いていることではなくて全国的なつながりの中で起きていることで、でもなんとかしようということで青少年保護育成条例を変えることで一定の効果が出てきています。今後もそれでいきたいなと思うのですけれども、私が個人的に心配しているのは、生成AIの関係とか闇バイトの2つについて、少し実態を明らかにしていきたいというふうに個人的には思っているところです。

ひととおりここで話したわけですが、こんなことも途中で思い出したとか、こういうことについては確認しておきたいということがあればまず委員からお話いただいて、そのあと事務

局からも、委員が話していただいたことについて、あるいはそこから触発されたことについて、自由にお話いただければと思います。

最初に委員の中で、付け加えたい、確認したいということはありませんでしょうか。

(天野委員)

気になるのは、昔の学校というと連絡網は必ず家庭の固定電話にしていたのですがけれども、最近私学に行く方というのは、昔はある程度裕福な家でしたが今は普通のサラリーマンで、夫婦共稼ぎで皆さん生活して、働いて。県立高校などはみんな統合していってだいぶ少なくなっている、私立志向が増えているから、結局両親は働いているという人が多い。家庭に電話してもいないから、携帯電話で連絡網を全部取っているというのが現実なんですよね。

そうすると、子どもが学校から家庭に帰っても家には両親がいない家庭が多いんじゃないかと、だから家の中で子どもが何をしているのかを見る時間が夜の本当に遅い時間しかないと思うんですよね。そうすると親が子どもを見る時間がだんだん難しくなってきた、それを学校に任せる、そういう親が増えてきている、家庭でしつけないといけないことを学校側に押し付けている親が増えてきて、学校の先生になる人がだいぶ減ってきてしまっているのが現実なもので。

だから、家でやれないことを、家に両親がいないから学校に押し付けて、それで何かあると学校に文句を言う。学校の先生は時間外労働で、全国どこでも学校の先生が不足しているというのが現実なんですけどね。

家庭で、親が子どもが何をしているかを見る時間が昔と比べると減ってきたし、学校もそういう連絡網を携帯電話にしているから、母親が家にいるのかいないのかも把握できなくなってきた、おじいちゃんおばあちゃんと住んでいる家庭も少なくなってきたし、そういう面で、親の責任というか、子どもを見る時間が減っているのが、こういうことになっているのかなと、自分はそういう風を感じています。

(樋田部会長)

ありがとうございました。

家庭の問題もありますけれども、今、学校のほうはどうなんでしょうか。メディア等で聞く範囲で言うと、いわゆる専任というか、昔で言う教員の他に、非常勤のような方や臨任の方がいて、そうすると、仕事が、そうじゃない先生のところはかなり集まりすぎて忙しいということも聞いていますが、そんな中で子どもを犯罪から守る、あるいは子どもの健全な精神を育てていくという、そういったことで困難を感じていらっしゃるのでしょうか。

(松田委員)

教員の分掌、業務のかたよりというのは、今になって始まったことではないので、学年9クラス分あるような比較的大きな規模の学校に行ったときでも、分掌表の中に自分の名前が14個とか15個あって驚いたこともあるのですが、それはそれで…。

今、一番課題なのは、教員の各校の定数に関して、それが足りていない学校が多いということですね。働く者の権利として、産休育休、それから療休、そういったものを遠慮なく取れる、そうになっていて、取っていいんですけれども、いなくなった分は埋めなきゃならない。それを臨任

で埋めていくんだけど、見つからないとか。

あるいはそもそも4月の時点で教員の定員数が足りていないところからスタートしなくてはならない。委員会も人事担当も探してはいるんだけど、いない。だから、つてをたどりながらようやくつかまえてくるとか。そういう実態はあります。

そういった方で、例えば非常勤の方に授業以外のことをお任せすることはできないし、臨任の方でも、経験値の高い方、もともと正規でやっていた程度仕事に分かっていらっしゃる方がなる場合もあるけれども、そうじゃない場合も多いので、そういった方には分掌は振るんだけど、そこをフォローする、しなくてはならない、ということがある。

さきほど天野委員から出た、家庭で共働きが増えているのではないかという話は、確かにそうだと思います。固定電話は確かに減っていますね。家庭連絡票のようなものを1人につき家庭ごとに出してもらっていますけれども、固定電話が連絡先として書いてある家庭が減ってきました。10年弱前あたりから、固定電話をなくしましたという連絡が少しずつ入ってきています。そういう意味で、ストレートに1人1台ずつ持っているという感じです。

だからといって、ご心配されているような、家庭にほとんど人がいないんじゃないか、保護者がいないんじゃないかという状況は、それほどないかと思います。特に中学校くらいまでを前提としてですが、保護者もずっと働きに出ていて、子どもが帰ってきてても知らないよという、1人でいる時間が多いよということはありません。子どもの下校に合わせて仕事を切り上げてくる、父親か母親かあるいはそれ以外の保護者になるかはわかりませんが、なんとか家庭で過ごせるような時間、家庭に帰ってきたときに保護者がいる時間を作ろうという、そんな意識でいる保護者は多いです。

ただ、一部、どうしてもそうなっていないことがあって、何かしら事が起きると、そこにフューチャーしてしまって、「こんな家庭が多いんじゃないのか」とどうしても報道されてしまいますが、そんなこともない、とは思っています。

(樋田部会長)

ありがとうございました。新井委員、何かご意見ありますでしょうか。

(新井委員)

皆さんのお話を聞いて私も勉強になりました。天野委員のお話もお聞きしていて、私も虐待の現場で実感しているのは、家庭の力がやはり弱くなってきているとは感じています。それは、共働きが増えていることは一つの要素ではあるのかもしれませんが、核家族化が進んでいた、「孤育て」、孤独な子育てをされている方も増えてきましたし、社会全体で子育てをエンパワーメントしていくこと、子育ての社会化ですね、それは国の施策としても考えているところではあると思うんですけども、家庭の子どもを育てる力が弱くなっていることは、肌感覚としては私も感じていました。

児童相談所への通告というか相談の事項として、「子どもが手に負えないからなんとかしてほしい」、「子どもを指導してほしい」、「子どもを一度引き上げてほしい」という親側からの相談がかなり多い状況で、児童相談所に一時保護されたりということが増えてきているのかなと思いますので、やっぱり子育ての社会化というほうに舵を切って、みんなで子どもを育てることをエンパ

ワーしていくという環境が必要かなと思います。

虐待問題については学校との連携もかなり上手にさせていただいているケースは実感しています。家で居場所がない子どもが学校の部活ですごく頑張っていて、それを心の支えにして頑張っているとか、学校の先生が目をかけてくださって、なかなか言えずにいた家庭内の出来事を、子どもが担任の先生や養護の先生に話をしたことで発覚して、みんなが、学校の先生がその子にすごく力を授けてくださって、児童相談所につながるというケースもたくさんありますので、今後もそういうつながりというか、協働してやっていく姿勢は強くしていきたいなと思います。

(樋田部会長)

ありがとうございます。事務局の皆さんのほうから、今の委員のお話に関して質問とか、あるいは回答的な要素がある発言とかありますでしょうか。

(県警少年育成課長)

色々お話にありましたけれども、デジタル化とは切っても切れないということでございますので、それを鑑みて、うちとしては例えば非行防止教室とか、デジタルサイバー教室、少年補導員とか、スクールサポーター、各管轄の警察署の生活安全課が顔出したり、本部が顔出したりして、みんなの前、保護者の前や生徒の前でサイバー教室、非行防止教室で危険性を訴えたり、家でのルール化、「この時間は見ていいよ」、「見てはいけないよ」、そういうことをしっかり教えるということをやっているしかないのかなと。

何度も使っちゃだめ使っちゃだめだよと言っても、それってなんでとってしまいますので、引き続き県警と教育委員会、学校の先生と連携しながら、発信し続けるということでございます。

それから児童虐待については、新井委員にいつもお世話になっております。県警、児童相談所、学校と。うちが、警察側が通告した人数は、平成30年から令和4年まで増加傾向です。1万人を超えて推移しています。今年の8月においても増えております。

これが何で増えたのかということは、今痛ましい事件もありまして、全国的にも、命が、亡くなってしまったこともありますので、やはり社会的な関心が高まった、県民意識の高まりがあって、泣き声があった、するとすぐ県警への通報が来る、そして県警としてはすぐ、これは虐待があったのではないかと、疑いのあるものは児童虐待として、身体的、ネグレクト、心理的等とありますけれども、児童相談所にも通告しております。

それから、色々な警察活動において、なぜそこで深夜徘徊しているんだろう、ひょっとして家でいじめられて居場所がないんじゃないかと、そういうことで警察としてもこれは児童虐待があるのではないかと調べてみると、実際はお母さんに怒られて外を出歩いていったこともありますので、そういうものも積極的に通告しております。理由は判然としませんが、そういうことを含めて児童虐待が多くなってきたのではないかと考えています。

(青少年課長)

皆様貴重なお話をありがとうございます。今日は虐待の担当の課長の子ども家庭課長がいないのですけれども、私も子どももいるので興味深くお話を聞かせていただいて、親御さんの過大な要求みたいところが児童虐待に至るといえるのは、確かにあるかもしれないという実感がありま

した。

さきほど県警からもありましたが、県も確かにデジタル化の流れからはなかなか抗いがたいところから、子ども・若者の相談、不登校など人間関係の悩みなども含めた相談、ひきこもりの相談を、LINE 相談を積極的に活用して、いわゆる対面や電話での相談も当然続けているのですけれども、例えばひきこもりを例にさせていただくと、電話相談や対面だとまずは親御さんがいらして、そこからご本人につないでいくということが半々くらいなのですけれども、LINE 相談ですと、かなりご本人が直接相談をしに来ましたという方が多い傾向にありまして、その辺はある意味デジタルの利点というか、ちょっと遠いところからお話できる中でご本人が相談に直々に来ていただきたり、そういうメリットもあるのかなと思いました。

最後に、新井委員のほうから、宝石強盗の関係などで、ブラックバイトというご指摘をいただきました。資料上のブラックバイトは、過酷な、シフトに無理やり入らされるとか、朝から晩まで、なかなか弱い立場のなかで働かされるというものを考えていたのですけれども、ご指摘の犯罪につながるような、バイト、いわゆる闇バイトというものになるかと思いますが、こちらも SNS 等が入り口になって、犯罪すれすれ若しくは犯罪そのものに誘引される問題は、非常に重要と思います。それも含めて、対策や啓発、どうやって防いでいけるかというのを今後考えていきたいと思っています。以上です。

(樋田部会長)

ありがとうございます。この問題については、このあと重点的協議事項として継続して協議していきたいと思っています。

事務局側、何かありますでしょうか。

それでは、次に進みたいと思います。報告事項「刑法改正に伴う神奈川県青少年保護育成条例及び施行規則の取扱いについて」、事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局より資料2の説明)

(樋田部会長)

質問等ございますでしょうか。

私のほうから1点確認ですけれども、今後のスケジュールのところ、県民意見募集の結果公表、改正規則の公布及び施行とありますけれども、これは県議会を通る予定があるのでしょうか。

(青少年課長)

規則でありますので、議案としては出ないかたちになります。ただ、パブリック・コメント等はオープンに行いますので、そこで県民の皆様には周知されるという認識です。

(樋田部会長)

了解しました。皆さんのほうで質問等ございますでしょうか。

(新井委員)

今回の刑法改正で、面会要求等の罪が新設されたのですけれども、わいせつ目的で会うことを要求したり、わいせつな写真や動画を要求してはならない、要求することを罰するというものができたのですけれども、これは16歳未満の子どもに対してだけを規制する刑法ですので、16歳・17歳のお子さんについては、この刑法の改正ではかからない、ということになりますので、今後、16歳・17歳に対しても面会要求等の罪をかぶせる必要があるのであれば、青少年保護育成条例で改めて規定するかどうかになってくると思いますので、今後の社会情勢とか他の自治体の条例がどんな状況かを確認していただけたらと思います。

(天野委員)

有害図書に対して、ということが書いてありますけれども、いま99%がDVD付きなんですよ。だからそこまで、中の把握ができないんですよ。昔は紙だけの雑誌でしたからよかったですのですが、今は99%がDVDが付いている有害図書なもので、なかなか中が見れない状況ではないかなと思って。

(青少年課長)

はい、その場合でも、基本的に包括指定ということで、区分陳列に努めていただければと思います。

(樋田部会長)

今の部分、もう少しわかりやすく教えていただけますか。包括指定でという部分です。

(青少年課長)

はい。県の青少年保護育成条例におきましては、いわゆる有害図書に関しましては、基本的に包括で指定されるものでございますので、条例及び規則等で、区分、要するに、真正面などに置かないで、一定の区分されたところで陳列していただくと決まっておりますので、DVD等が入っているものも含めて、区分したかたちでの陳列をしていただければと考えております。

(事務局)

有害図書類ということですので、紙媒体での写真、描写した絵が、規則で定めるものに該当するページ数が20ページ以上であるもの又は総数の5分の1以上であるものということでご判断をいただくこととなりますので、映像が添付されているとか、内容がわからないDVDについては、直接的には判断つかない部分になるかなとは思いますが。

(天野委員)

今もう有害図書は99%がDVD付きだから、結局、中のDVDは見ることができないですよ。

(樋田部会長)

天野委員のご発言を確認したいのですけれども、有害図書というのは、紙媒体で有害な情報が読み取れるものをこれまで有害図書としていましたが…。

(天野委員)

昔、これが始まったときに区分陳列をしてくださいと、だめだったら罰金を設けますよという一番最初の話があったんです。うちも組合の事務局をしますからそれを最初に聞いたとき、中をちゃんと区分陳列して。ただ、そのときは紙ばかりだったんですよね。DVD というのはその当時は付いていなかった。今は99%がDVD 付きだから、紙だったら中が見れるのですけれども、DVD だと中はどういうものが入っているのかというのが見られないんですよね。

(樋田部会長)

私の中でも有害図書という概念が良く分からなくなっているのですけれども、たぶん、これは、このDVD の中には有害な情報が含まれているだろうという推測はできる。しかし、例えばそのコーナーで立ち読みしているときには、DVD の中身はわからない、そういう状況になるわけですよね。その場合、どのように対応したらよいかというのは、確かに新しい問題かなと思います。

(青少年課長)

わかりました。電磁的記録に関わる規則もございまして、条例の解説の35ページをご覧くださいまして、有害図書類の指定及び販売の禁止等の中、第10条の2の(1)に、20ページ以上ということ書籍に関する記載がありまして、(2)のところで電磁的記録に係る記録媒体としては、描写の時間、卑わいな姿態等の合計の時間が3分を超えるもの又は当該描写が20場面以上であるものという規定がございますので、書店さんのほうでそれをご覧ください、確認いただくのは実際問題としてはなかなか難しいかと思うのですが、一般的な話としては有害図書に載っているDVD の内容が卑わいな姿態等がないというのはなかなか考えづらいかなとも思いますので、区分が難しい場合には、例えば出版社のほうにお問合せいただくという話になるかと思いますが、会長がおっしゃるとおり、整理してご提供させていただきます。

(樋田部会長)

細かく議論していくとすごく複雑でわかりにくくなると思いますけれども、上手に整理していただければと思います。

(青少年課長)

わかりました。

(樋田部会長)

この問題について、他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(新井委員)

面会要求等の罪について、さきほどの意見の補足なのですが、今回の資料1の4ページ目の下に「オンライングルーミング」ということを書いていただいているのですけれども、若者に対して、うそをつくとか甘い言葉で誘うことで、会ってわいせつなことをするという問題については、

施設に入っている年長の児童に対して、SNS で知り合った男性が、施設からうちに泊まりに来ていいよ、ただで泊まっていいよとか、そういうことで施設から無断外泊で飛び出してしまうというケースが、施設の中では今けっこうな頻度で生じている問題なんですよ。無断外泊の宿泊先として、優しいこと、甘いことを言ってくれる大人の、顔も知らない人のところに飛び出してしまうということが、たぶんどこの施設でも、年長児童が入っている施設では、頭を抱えている問題なんです。

それで、刑法でこの罪が新設されましたけれども、16 歳・17 歳は対象外ということで、果たして 16 歳・17 歳がこのことをきちんと判断できるかなあと、現場としてはそういう体感があるので、今後そのあたりについても重視していったりですとか、あと施設の関係の、今日は欠席されている委員の方がいらして、その方がいらしたかなあとは思うのですが、そういう方の意見も拾い上げることができたらいいのかなと思いました。

(青少年課長)

すみません、施設というのは…

(新井委員)

児童養護施設です。児童が年長になると携帯電話を持ちますので、施設職員の目の届かないところで外部の大人とやりとりをして、いきなり無断外泊をして新幹線に乗って遠方に飛び出してしまうとか、そういうのはもうどこの施設でも頭を悩ませている問題でして、これは大人側を規制できないのかなとは思いますが、なかなかそこは今回の刑法でもかからなかったもので、条例で規制するかどうか、これから注視していただきたいと思います。

(青少年課長)

わかりました。

(樋田部会長)

とても重大な問題の指摘だと感じました。

ほかの部分を含めて、16 歳から 17 歳というのは検討していかなければいけない問題でもあると、施設、子どもに対するグルーミングの問題も重大だし、16 歳 17 歳という部分をどうするかということも重大な問題だなと感じました。このあと協議を進める中で考えていきたいと思います。事務局の方もよろしくお願いします。

それでは、急ぎながら先へ行くことになりますが、次に有害興行の指定について、事務局から説明をお願いしますが、その前に、なぜ後追いのようなかたちで指定していくのかということを感じられる委員の方がいるかもしれませんけれども、この問題について、後追いではなくて、あるいはもっと違う方法でなんとかできないのかというのは少し前のこの部会でも話し合いました。それで、現地に実地調査をして、そこで関係者の人の話を聞いて、このようなやり方でも非常に効果があるんだ、これがあるから、この業界として色々な前向きな規制なり制度を作っているから、これを改正するかどうかという問題はありますけれども、今現在これは機能しているんだということで、話を聞かせていただきたいと思います。

それでは事務局の方お願いいたします。

(事務局より資料3について説明)

(樋田部会長)

この報告事項についてご質問等ございますでしょうか。

(天野委員)

この映画館は、隣に、同性愛の映画をやっているところですよ。日ノ出町のほうにある…。そちらのほうもそういうのがあるのではないかなと思って。こちらの映画館と、その隣の映画館で上映しているもの。

(青少年課長)

お隣の映画館も含めて、1つの映画館として認識しております。そういった中で、興行の内容から、記載のとおりの映画を指定させていただいているという状況であります。

(樋田部会長)

天野委員のご発言の趣旨は、第9条の第1項の規定に該当するような映画を放映しているところがあるのではないだろうかという趣旨のご質問だったと思うのですが、今ここですぐに、どういう映画が放映されているのかは、この場ではわからないと思いますので、第9条第1項に該当するようなものが放映されているようであれば、それは対象になるだろうということで、ご検討いただきたいと思います。

(青少年課長)

わかりました。

(樋田部会長)

私も実地調査で行ったのですが、2つのスクリーンがあるのですよね、あの建物の中に。

(天野委員)

入り口は別々なのですが、同じ建物で、平屋で。こちらは男と女の方のを、もう一つは男の方同士。それも、青少年には良くないものもあるのではないかなと思って。見てはいないのですが、看板が表に貼ってあるのを見ると。

(青少年課長)

部会長がおっしゃったとおり、確認させていただきます。

(樋田部会長)

よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。それでは、次に進みたいと思います。今の報告事項は、宿題が1つ残ったというかたちで、先へ進めさせていただきます。

続きまして、前年度立入調査実績等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局より資料4について説明)

(樋田部会長)

ありがとうございます。この件について、何かありますでしょうか。

それでは、以上で予定した議題は終了しましたが、他に何かあればどうぞご発言をお願いします。

今回はかなり具体的なことまで踏み込んだ協議事項、報告があったと思います。それを上手に生かして、次回以降の部会に進めていただければと思います。

他にないようでしたら、最後に次回の日程ですが、事務局ではいつ頃を考えていますでしょうか。

(事務局)

次回の日程につきましては、11月の中旬から下旬頃を考えておりますが、後日改めて日程を調整させていただければと考えております。よろしくお願いたします。

(樋田部会長)

次回は11月中旬から下旬頃を予定しているとのことでした。

ちなみに次回の次回はいつぐらいになりそうですか。

(事務局)

例年ですと、1月頃を。

(樋田部会長)

そのあたりまで、予定しておいてください。それでは、改めて事務局で調整させていただくことですので、よろしくお願いします。

これで、本日の神奈川県児童福祉審議会社会環境部会を終了します。長時間にわたるご協力、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

以上